青梅市自動体外式除細動器（ＡＥＤ）貸出要綱

１　目的

この要綱は、市民が参加する各種イベント等において、参加者等が心肺停止状態に陥った際の救急救命活動に備えるため、自動体外式除細動器（以下「ＡＥＤ」という。）の貸出しについて必要な事項を定め、安全で安心なまちづくりを推進することを目的とする。

２　貸出機器

この要綱による貸出機器は、青梅市（以下「市」という。）で貸出用として所有するＡＥＤとする。

３　貸出対象

(1)　市が主催、共催等により開催する行事等の主管課

(2)　スポーツ競技その他の各種イベント、祭典・式典、講演会等（以下「対象イベント等」という。）を主催する市の区域内の団体

４　貸出要件

ＡＥＤの貸出しを受けようとする団体は、原則として、医師等の医療従事者またはＡＥＤを使用した救命講習等を修了する等基本的心肺蘇生処置の知識を有している者を対象イベント等の開催期間中、会場に配置するものとする。

５　貸出期間

ＡＥＤの貸出期間は、対象イベント等の開催期間およびその前後の期間とし、最長７日間とする。ただし、市長が特別な事由があると認める場合は、貸出期間を延長することができる。

６　貸出数量

貸出数量は、１開催につき１台とする。ただし、貸出しが重複しない場合で、市長が必要と認める場合は、この限りでない。

７　経費負担

ＡＥＤの貸出しは、無償とし、貸出期間中のＡＥＤの運搬、維持管理等に要する経費は、貸出しを受けた者が負担するものとする。ただし、ＡＥＤを傷病者に対して使用した際における消耗品等にかかる経費は、市がこれを負担するものとする。

８　貸出しの申請

ＡＥＤの貸出しを受けようとする団体等の代表者（以下「申請者」と

いう。）は、貸出希望日の前日（土曜日、日曜日および祝日を除く。）までに青梅市自動体外式除細動器（ＡＥＤ）貸出申請書（様式第１号）を市長に提出しなければならない。

９　貸出しの決定等

(1) 市長は、前項の申請を受理したときは、これを審査し、貸出しの承認・不承認を決定し、青梅市自動体外式除細動器（ＡＥＤ）貸出決定通知書（様式第２号）を交付するとともに、ＡＥＤ貸出整理台帳（様式第４号）に必要事項を記載しなければならない。重複する期間に複数の申請があった場合には、申請順により承認・不承認を決定するものとする。

(2) 前号の規定によりＡＥＤの貸出しの承認を受けた者（以下「利用者」という。）は、青梅市自動体外式除細動器（ＡＥＤ）貸出決定通知書を持参し、健康課において貸出しを受けるものとする。

10　貸出中の管理等

利用者は、ＡＥＤの動作確認等をした上で貸出しを受けるものとし、次の各号に掲げる事項を遵守することとする。

(1)　常に良好な状態で保管すること。

(2)　機器の特殊性に配慮した管理に努めること。

(3)　ＡＥＤは、取扱説明書に従い適切に使用すること。

(4)　ＡＥＤを処分し、または目的外に使用しないこと。

(5)　ＡＥＤを転貸し、または譲渡しないこと。

11　実績報告

利用者は、ＡＥＤを返却する際に、青梅市自動体外式除細動器（ＡＥＤ）使用実績報告書（様式第３号）を提出し、ＡＥＤの点検・確認を受けなければならない。

12　損害の賠償

利用者は、故意または過失によってＡＥＤを亡失し、または破損もしくは消耗させた場合には、ＡＥＤ使用実績報告書にその旨を記入し、市長に報告するとともに、ＡＥＤを原状に復し、またはその相当額を弁償しなければならない。

13　返還

市長は、次の各号に該当するときは、利用者からＡＥＤを返還させる

ことができる。

(1)　利用者がＡＥＤを使用しなくなったとき。

(2)　市長が特に必要と認めたとき。

14　損害賠償責任

市は、ＡＥＤの誤った使用により生じた事故に対しては、一切の責任を負わない。

15　実施期日等

(1) 実施期日

この要綱は、平成２３年４月１日から実施する。

(2) 健康センターが管理する自動体外式除細動器（ＡＥＤ）貸出基準の廃止

健康センターが管理する自動体外式除細動器（ＡＥＤ）貸出基準（平成１８年８月１日実施）は廃止する。